令和7年度 事業者健診について

令和7年2月



目次

- 1. 事業者健診における令和7年度健診推進経費の変更点について
 - ①変更点
 - ②単価
 - ③電子カルテ情報共有サービスの活用について
- 2. 情報提供サービスの改修
 - ①システム改修の概要
 - ②事業者健診結果データ登録のオンライン化
 - ③サービスイン・運用開始時期及び留意事項
- 3. 令和7年度事業者健診結果データ等の取得について
 - ①提供依頼書取得による40歳未満のデータ取得について
 - ②事業者健診データ作成事務処理手順
 - ③事務処理上の留意点
- 4. 令和6年度事業者健診にかかる請求書の提出について

①変更点

- 現行の事業者健診に関する健診推進経費の施策は廃止となります。
- 事業者健診結果データ取得については、令和7年度より本格実施される電子カルテ情報共有サービスの普及を推進していく観点から、同サービス導入に対する時限的なインセンティブとして、電子カルテ情報共有サービス経由で取得した健診結果データの実績件数に対し支払いを行うものに見直します。

	令和7年度以降	現行
事業者健診結果データ取得	健診機関における電子カルテ 情報共有サービス導入の推進	・事業者健診結果データ作成料(勧奨費用込み)への上乗せによる取得強化・事業者健診結果データの早期提供



②単価 ※本文中の単価は税抜表示

- 〇 現行の単価算出方法は協会負担額の1/10相当額でしたが、健診費用の総額の1/10相当額を 丸めた金額に見直します。
- 健診推進経費の単価増額について経営者層の方にも共有いただき、電子カルテ情報共有サービスの導入を前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

	令和7年度以降
事業者健診結果データ取得 (電子カルテ情報共有サービスを 経由し提供されたもの)	@6,500円×0.1=650円≒700円(税抜)

○ 要領に記載のとおり、電子カルテ情報共有サービスによる事業者健診データの提供に切り替える場合、データ作成費としてお支払いしている350円(税抜)の費用の請求はできませんが、 令和7年度は推進経費として700円(税抜)をお支払いすることとなります。

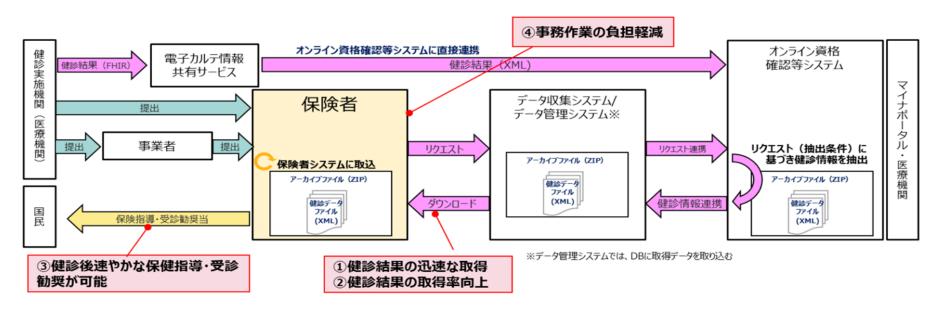
事業者健診データの提供に係る提供依頼書の提出勧奨・取得業務及び 事業者健診データ作成業務委託事務処理要領より一部抜粋

11. その他

(10)健診機関において電子カルテ情報共有サービスによる事業者健診データの提供に切り替える場合は、別途覚書(別紙9「事業者健診データ提供の推進における対価の支払にかかる 覚書」)を締結したうえで、覚書締結日以降の受診日となっている事業者健診結果について、 健診機関は本業務に基づく費用の請求を行わないこととする。

③電子カルテ情報共有サービスの活用について

- 電子カルテ情報共有サービスとは、電子カルテ情報がオンライン資格確認システムネットワークを通じて連携されることで、全国の医療機関等が患者の同意のもとに閲覧が可能となるサービスであり、本サービスで取り扱う文書情報として健診結果報告書が対象となっています。本サービスの運用開始に伴い、健診結果について、既存の事業により取得可能な経路に加えて、新たに本サービスを経由して健診実施機関から情報連携される経路が新設されます。
- 本サービスによる健診結果の取得については契約締結やデータ作成料の支払いはありませんが、電子カルテ情報共有サービス導入(切り替え)に対する健診機関への時限的なインセンティブとして、健診推進経費の施策に加えます。



○ 健診機関におけるシステム改修のための技術解説書及び補助金等の情報が「医療機関向け総合ポータルサイト」に公表されておりますので、内容をご確認の上で導入に向けて前向きなご検討をお願いいたします。

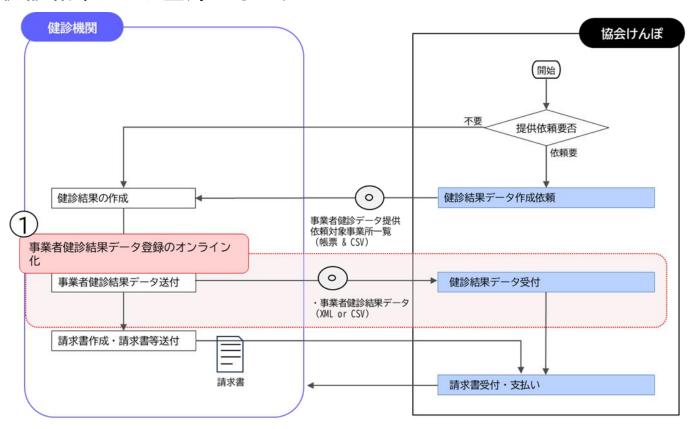
2.情報提供サービスの改修

2.情報提供サービスの改修

①システム改修の概要

- 現状、健診機関では、事業者健診結果を電子媒体で協会へ送付しており、支部では受領した電子媒体を読み込み、協会けんぽのシステムに取り込んでいます。
- 電子媒体でやり取りしているデータの一部について、情報提供サービスを利用したデータ連携ができるよう、 以下の改修を実施します。

②事業者健診結果データ登録のオンライン化



2.情報提供サービスの改修

③サービスイン・運用開始時期及び留意事項

〈サービスイン・運用開始時期〉

- サービスイン 令和8年1月
- 〇 運用開始時期 令和8年4月

〈留意事項〉

- 情報提供サービスの利用契約を締結していない健診機関や事業主からのデータ提供は現行通り 媒体の運用を継続します。
- 情報提供サービスの利用契約の開始時期は令和8年4月からとなりますが、システムリリースは令和8年1月のため、URLの変更や業務メニュー選択画面などの追加は令和8年1月となります。
- 令和8年1月のサービスインから令和8年3月31日までの期間は、「業務選択メニュー」のボタンを 非活性化とし、健診機関において誤って事業者健診結果の請求ができないようにします。

①提供依頼書取得による40歳未満のデータ取得について

- 〇 健康保険法の改正により、提供依頼書を取得した事業所については、令和6年4月1日から40歳未満の事業者 健診結果データ等の取得が可能となりました。各健診機関においては、支部からの対象者データの中に40歳未満 の方が含まれている場合はご対応をお願いします。(過去に取得した「同意書」と「委任状」に基づく提供依頼の場合 は、40歳以上74歳以下の方が対象者となります。)
- 令和6年度からは根拠法令に健康保険法を追記するほか、40歳以上75歳未満の記載を削除し、年齢制限なく取得できるよう変更されました。

新旧刻	付照表 事業者健診データ取得実施要綱より一部抜粋
新 (令和6年度以降)	旧 (令和5年度)
1. 目的 この要綱は、協会支部が、高確法及び健康保険法に基づき事業者等から事業者健診データを取得するにあたっての基本的な考え方やその他留意すべき点などを示すことで、事業者健診データの取得業務を適切に実施することを目的とする。	1. 本指針の目的 本指針は、協会支部が、高確法に基づき事業者等から事業者 健診データ等を取得するにあたっての基本的な考え方やその他 留意すべき点などを示すことで、事業者健診データ等の取得業 務を適切に実施することを目的とする。
2. 取得対象者及び取得対象となる健診項目等 (1)取得対象者 事業者健診の受診日において協会けんぽの加入者であって、 次のいずれかを満たす事業者健診データ等を取得する。 ・ ・ ・	2. 取得対象者及び取得対象となる健診項目等 (1) 取得対象者 事業者健診の受診年度において、40歳以上75歳未満(75歳の誕生日の前日までの方)の協会の加入者であって、次のいずれかを満たす事業者健診データ等を取得する。 ・ ・

①提供依頼書取得による40歳未満のデータ取得について

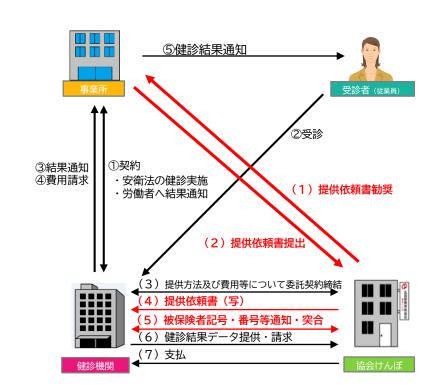
- 〇 事業者健診結果データの取得については、引き続き、国の改正通知に基づく提供・運用スキームに沿った取得 (契約書のひな形及び「提供依頼書」の活用)を推進します。
- 契約書のひな形が使用できない場合は「提供依頼書」を活用し、事業所の同意を得た上で事業者健診結果 データを取得することとします。

健診機関を通じた保険者への事業者健診結果データの提供スキーム(イメージ)

⑤健診結果通知 受診者 (従業員) 問診票の作成 契約書(ひな形)の作成(国) ※検査項目・問診項目の一致 ③結果通知 契約(事業者が健診実施機関に委託) 4)費用請求 安衛法の健診実施 ・労働者へ結果通知 保険者への契約締結の旨の通知 保険者への定められた形式等による結果提供 提供依賴書勧奨 不要提供依賴書提出 不要 (1) 保険者への①の契約締結の旨の通知 (2) 提供方法及び費用等について委託契約締結 (3) 健診結果データの提供・請求 (4) 支払

(健診実施機関が契約書を締結する場合)

(協会が提供依頼書を取得する場合)



- 3.令和7年度事業者健診データ等の取得について
- ②事業者健診データ作成事務処理手順

〈事業者健診データ提供対象者〉 下記の条件、全てに該当する方

- 1)受診日に「協会けんぽ」の加入者である方(本人・被扶養者)
- 2)協会けんぽの補助を使った健診(生活習慣病予防健診・特定健診等)を、 受けていない方

上記条件全部に当てはまる方は、年度内(4月~翌年3月)に1回のみ提供をお願いいたします。 ※定期健康診断を年度内に2回受診している方も、1回のみの提供となります。

〈提供対象者の年齢について〉

- 同意書または委任状に基づく提供の場合 →受診日当日もしくは年度末年齢が40歳以上75歳未満の方
- 提供依頼書に基づく提供の場合→全年齢(受診日に75歳到達で資格喪失した方を除く)

②事業者健診データ事務処理手順

〈資格確認手順〉

- 〇 協会けんぽにて定期的に(3~4ヶ月に1回程度)過去に同意書・提供依頼書の提出があった事業 所の対象者をまとめた事業者健診データ作成対象者リスト(CD-R)を作成し、要領_別紙6「提供依頼 書の写し及び対象者データ受渡票」と併せて健診機関へ発送いたします。(提供データは、記号・番 号、氏名、性別、生年月日等)
- 事業者健診データを作成する際には、事業者健診データ作成対象者リスト(CD-R)に基づき健診 結果データ等を作成してください。
- 〇 事業者健診データ作成対象者リスト(CD-R)は定期的に対象者を更新したリストを再提供いたしますので、新しい事業者健診データ作成対象者リスト(CD-R)が届きましたら、それまで使用いただいていた事業者健診データ作成対象者リスト(CD-R)は、要領_別紙6「提供依頼書の写し及び対象者データ受渡票」と併せて協会けんぽへご返却ください。

対象者リスト(CD-R)と 受渡票はセットで返却!



③事務処理上の留意点

確実なデータ提供のお願い

健診機関から協会けんぽに提供いただいた事業者健診等の結果は、マイナポータルを通じて 受診者本人が自身の特定検査情報等を閲覧することができます。令和7年度からは電子カルテ 情報共有サービスが開始しますが、そのサービスを利用しない場合は従来通り事業者健診デー タをご提出いただかないと登録ができず、マイナポータル上で閲覧することができませんので、事 業者健診データは確実に協会けんぽにご提供いただきますようお願いいたします。

また、40歳未満の加入者についてもマイナポータル上で健診結果の閲覧が可能になったこと等から、提供依頼書取得事業所については、令和7年度からすべての契約健診機関へ40歳未満を含む被保険者全年齢の対象者データをお送りする予定です。

パスワード設定のお願い

事業者健診結果データを電子媒体でご提供いただく際に、フォルダにパスワードを設定していない委託機関が散見されます。健診結果データは加入者の大切な個人情報ですので、必ずパスワードを設定してください。

なお、パスワードは契約健診機関向けの説明動画内で提示しておりますほか、協会から送付する対象者データのパスワードと同一のものとなりますので、設定をお願いいたします。

③事務処理上の留意点

早期提供のお願い

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診受診者で、血圧・血糖・LDL-Cの項目で要治療・要精密検査となっている方で、医療機関に受診していない方へ文書勧奨・電話勧奨を実施していますが、令和6年度より、対象を事業者健診を受診した方にも拡大しております。

また、事業者健診を受診している方に対する特定保健指導の利用勧奨も実施しておりますので、より効果的な特定保健指導の実施のためにも、事業者健診データは受診後早期にご提供いただきますようお願いいたします。

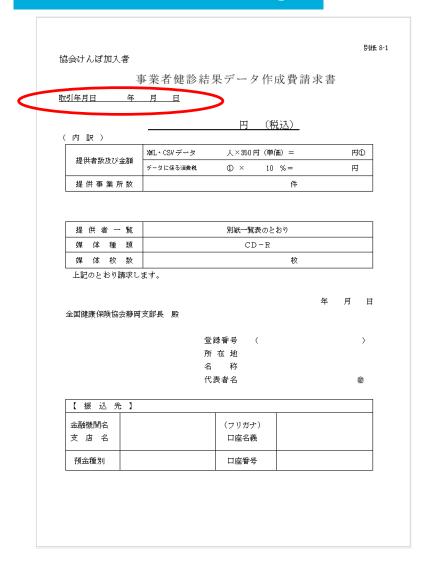
作成時の記号番号確認のお願い

「事業者健診データ作成対象者リスト」は作成時の資格情報を反映しております。「事業者健診データ作成対象者リスト」に記載されている方でも、事業者健診受診時には資格喪失している場合があります。受診時の資格確認で資格喪失していることが分かった方は、データ作成対象から削除してください。

資格喪失者の提供データは、原則協会けんぽで削除できません。健診機関にて削除したデータ を再作成していただくことになりますので、資格確認にご協力ください。

③事務処理上の留意点

請求書の書き方について①



○ 事業者健診結果データ作成業務における 取引年月日について

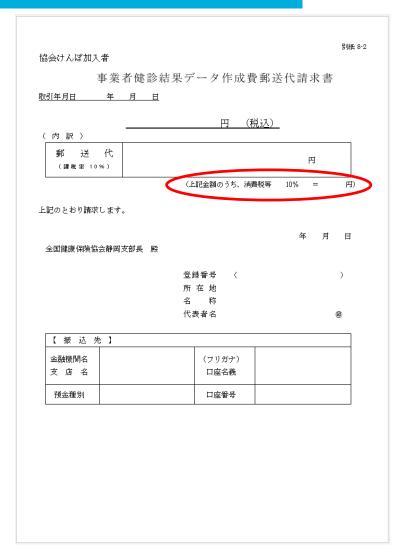
取引年月日は、事業者健診データを支部に納品した日となっております。

なお、「事業者健診データを支部に納品した日 = 支部が当該データを受理した日」となります。 郵送代の請求書も同様です。

健診実施日ではないのでご注意ください。

③事務処理上の留意点

請求書の書き方について②



○ 事業者健診結果データ作成費郵送代請求書 の消費税額について

消費税額は、実際に支払った金額から割り戻し計算をして求めます。

例1)支払った郵送代が600円であった場合 $600 \times \frac{10}{110} = 54.54$ ・・・ 消費税54円

例2) 支払った郵送代が430円であった場合 $430 \times \frac{10}{110} = 39.09 \cdots$ 消費税39円

※小数点以下は切り捨てとなります。

4.令和6年度事業者健診にかかる請求書の提出について

- 4.令和6年度事業者健診にかかる請求書の提出について
- ①令和6年度 健診推進経費を活用した事業者健診事業における請求期限について
 - ※こちらは事業者健診における健診推進経費の覚書締結健診機関のみご確認ください。

事業者健診結果データの早期提出について

令和7年2月28日までに協会において受付した事業者健診データが支払いの対象となりますので、 お早めのご提出をお願いいたします。早期提出の請求書は事業者健診データと一緒にご提出くだ さい。

☞ご提出いただいたデータに不備があると再度ご提出いただく必要がありますので、余裕を持って ご提出ください。

事業者健診結果データの取得の促進(データ作成)について

事業者健診結果データが令和6年3月1日から令和7年2月28日までに協会において取込完了したものが件数の集計対象となります。※こちらは受付日が期限ではないのでご注意ください。

事業者健診結果データ取得の促進(データ作成)の請求書の提出期限は令和7年3月11日となります。当協会から令和7年1月21日付で送付いたしました文書に請求書が同封されておりますので、そちらをご利用ください。

- ☞データ提供数の合計が目標提供者数を超えず請求金額が0円となる場合も、0円での請求書のご提出が必要となりますのでご注意ください。
- ☞上記期間の実施件数が不明な場合は協会支部までご連絡ください。

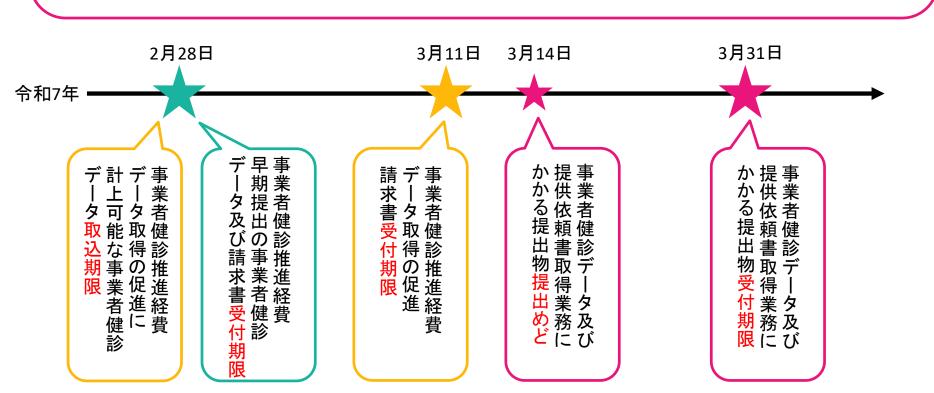
4.令和6年度事業者健診にかかる請求書の提出について

②令和6年度 事業者健診データ等の取得における請求期限について

事業者健診結果データのご提出について

令和7年3月31日までに協会において受付したものが支払いの対象となりますが、ご提出いただいた事業者健診データや請求書に不備があると再度ご提出いただくこととなり、年度末の提出期限に間に合わなくなる場合もございますので、令和7年3月14日までにご提出をお願いいたします。データと請求書は一緒にご提出ください。

なお、提供依頼書取得業務についても同様の期限となります。



ご視聴ありがとうございました。 来年度も当事業へのご協力を よろしくお願いいたします。

